

○産業建設委員長報告

産業建設委員長 林 勝 義

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第34号 鳴門市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」ほか議案4件、請願1件であります。

当委員会は去る3月3日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案5件は、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願1件につきましては、お手元に配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、「議案第34号 鳴門市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」であります。現在、初任給調整手当については支給対象職員が存在しないため、削除するとともに、国の人事院勧告、徳島県人事委員会勧告に伴い、本市においても現在の社会経済の状況を鑑み、企業職員の給与について改正を行うものであります。人事院勧告による改正については、新たに本市が地域手当の支給対象地域となったことから、支給することができるように、また、管理職特別勤務手当については、災害等の緊急時において、平日の午前0時から午前5時までの間に管理職員が勤務した場合も支給できるように、また、単身赴任手当を再任用職員に対しても支給することができるように改正するとの説明がありました。

委員からは、初任給調整手当の過去の実績についての質疑があり、理事者からは企業局では実績がないとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了いたしました。

次に、「議案第36号新たに生じた土地の確認について及び議案第37号字の区域の変更について」は、内容が関連するため一括議題として審査いたしました。

理事者からは、栗津漁港の埋立工事の竣功により、本市の区域内に新たに生じた土地を確認するとともに、新たに生じた土地の字の区域を変更するに当たり、地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、2議案とも、全会一致で原案を了いたしました。

次に、「議案第38号鳴門市と丸亀市との間におけるモーターボート競走施行に関する事務の委託に係る協議について」であります。丸亀市へモーターボート競走の管理及び執行に係る事務を委託するため、地方自治法第252条の14の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了いたしました。

次に、「議案第39号鳴門市と宮島競艇施行組合との間におけるモーターボート競走施行に関する事務の委託に係る協議について」であります。宮島競艇施行組合へモーターボート競走の管理及び執行に係る事務を委託するため、地方自治法第252条の14の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。